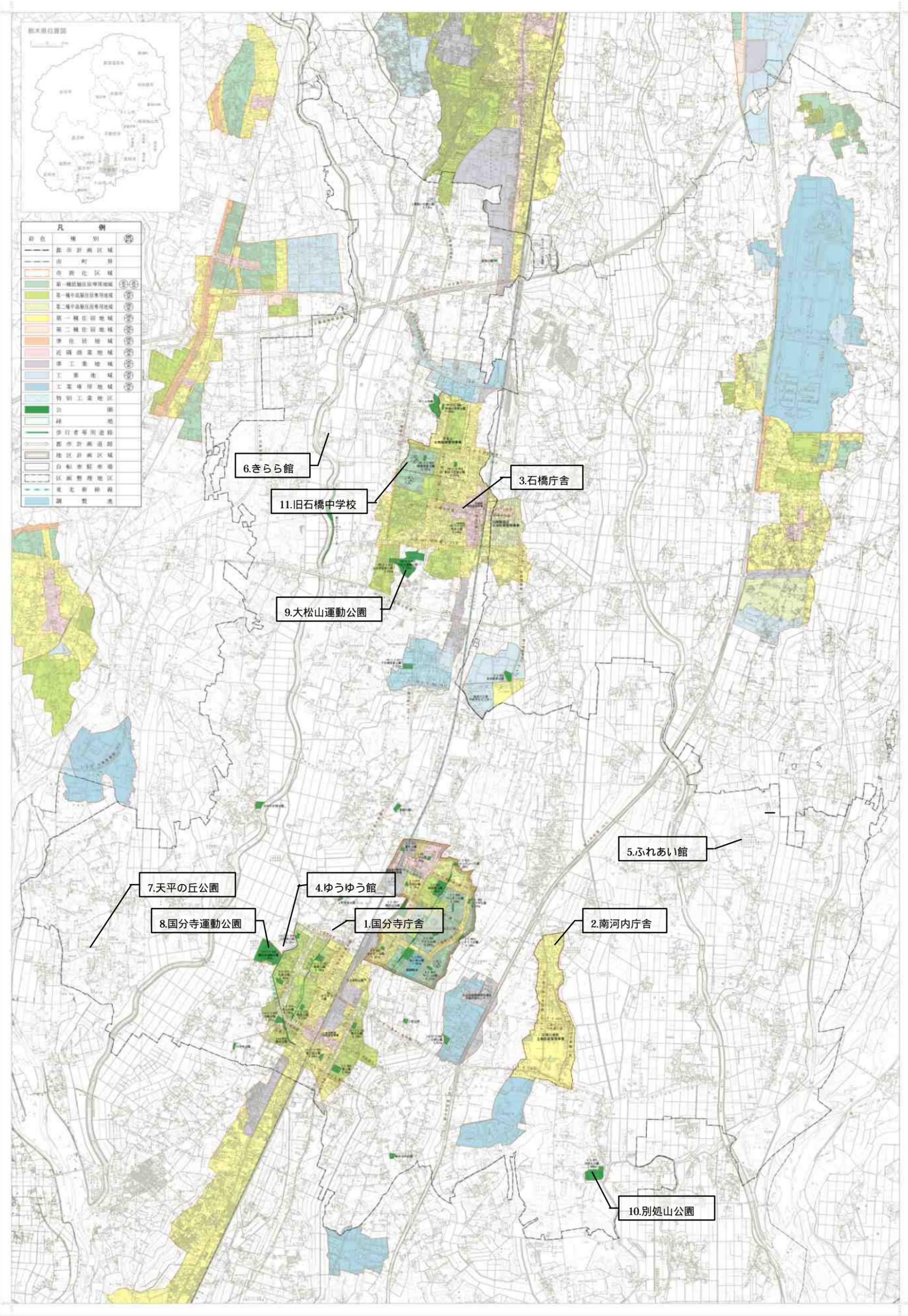


下野市都市計画図

平成二十年三月印刷



凡 例	
緑色	種 別
---	都市計画区域
---	市 町 界
---	市街化区域
---	第一種住居地域
---	第一種中高層住居専用地域
---	第二種中高層住居専用地域
---	第一種住居地域
---	第二種住居地域
---	準住居地域
---	近隣商業地域
---	準工業地域
---	工業地域
---	工業専用地域
---	特別工業地域
---	公園
---	緑 地
---	歩行者専用道路
---	都市計画道路
---	地区計画区域
---	自転車駐車場
---	区画整理地区
---	東北新幹線
---	調整池

6.きらら館

11.旧石橋中学校

3.石橋庁舎

9.大松山運動公園

7.天平の丘公園

4.ゆうゆう館

5.ふれあい館

8.国分寺運動公園

1.国分寺庁舎

2.南河内庁舎

10.別処山公園

株式会社パスコ調製

1. 平成二十年三月、平成二十年三月、平成二十年三月、平成二十年三月

1:60,000

下野市都市計画部、下野市都市計画課、下野市都市計画課、下野市都市計画課



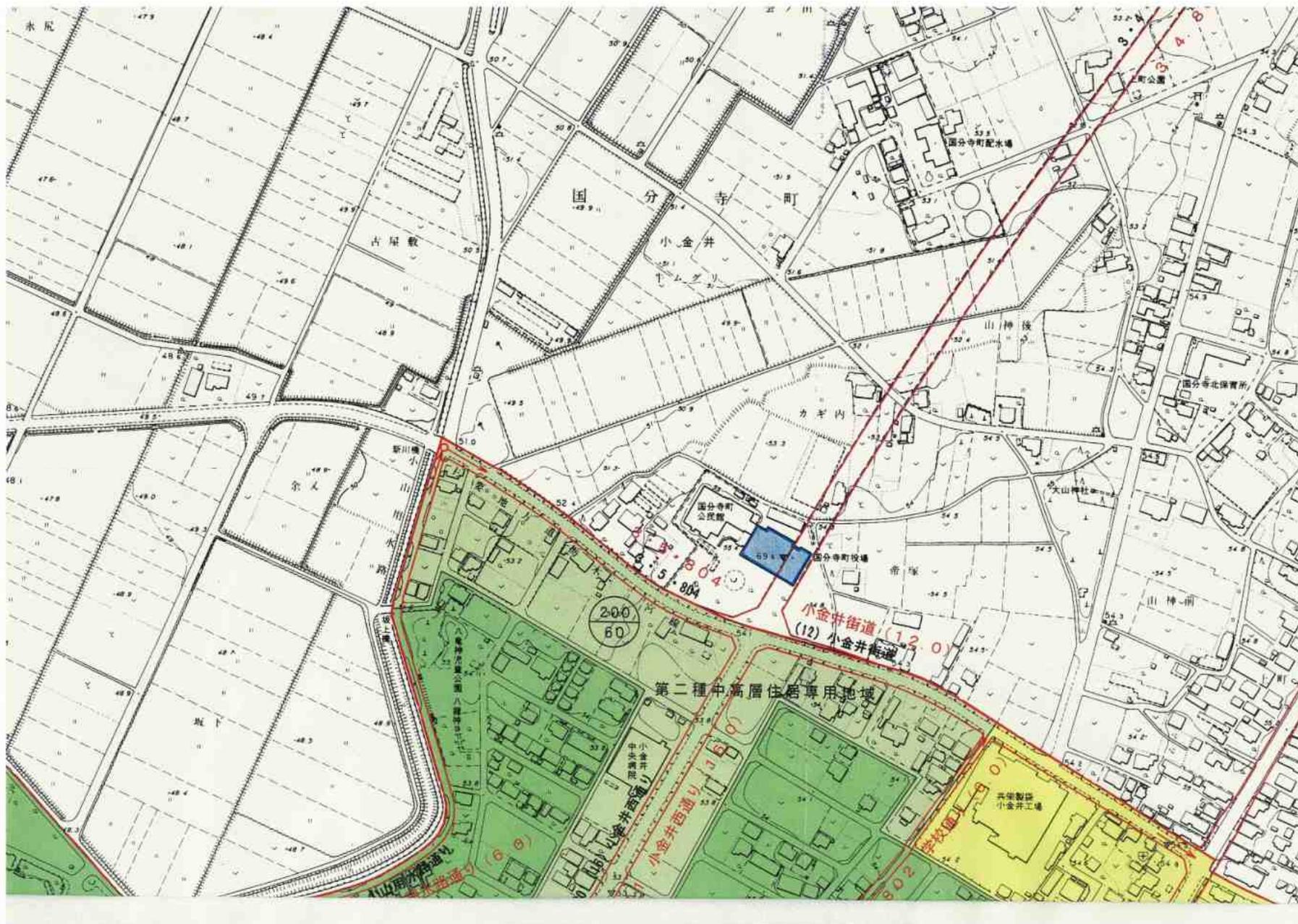
記 号	説 明
○	市庁舎
△	支庁庁舎
□	町庁舎
◇	村庁舎
▽	支庁庁舎
◇	町庁舎
▽	村庁舎
○	市立図書館
△	町立図書館
□	村立図書館
◇	市立公民館
▽	町立公民館
◇	村立公民館
▽	市立児童館
△	町立児童館
□	村立児童館
◇	市立青少年センター
▽	町立青少年センター
◇	村立青少年センター
▽	市立体育館
△	町立体育館
□	村立体育館
◇	市立文化センター
▽	町立文化センター
◇	村立文化センター
▽	市立音楽ホール
△	町立音楽ホール
□	村立音楽ホール
◇	市立劇場
▽	町立劇場
◇	村立劇場
▽	市立会館
△	町立会館
□	村立会館
◇	市立市民センター
▽	町立市民センター
◇	村立市民センター
▽	市立市民ホール
△	町立市民ホール
□	村立市民ホール
◇	市立市民センター
▽	町立市民センター
◇	村立市民センター
▽	市立市民ホール
△	町立市民ホール
□	村立市民ホール
◇	市立市民センター
▽	町立市民センター
◇	村立市民センター
▽	市立市民ホール
△	町立市民ホール
□	村立市民ホール

下野市



配置図	名称 下野市役所国分寺庁舎	所在 小金井字 帝塚	地番 1127-1	縮尺 1/1000	平成 19 年 3 月 作製
					0 0 1 0 0 1 -

国分寺庁舎と都市計画道路の関係図



国分寺庁舎





配置図	名称 下野市役所南河内庁舎	所在 田中字 道光山	地番 681-1	縮尺 1/1500	平成 19 年 3 月 作製 002001
-----	---------------	------------	----------	-----------	--------------------------

南河内庁舎









配置図

名称 下野市役所石橋庁舎

所在 石橋字西浦

地番 548-2

縮尺 1/1000

平成 19 年 3 月 作製

002002

—

石橋庁舎

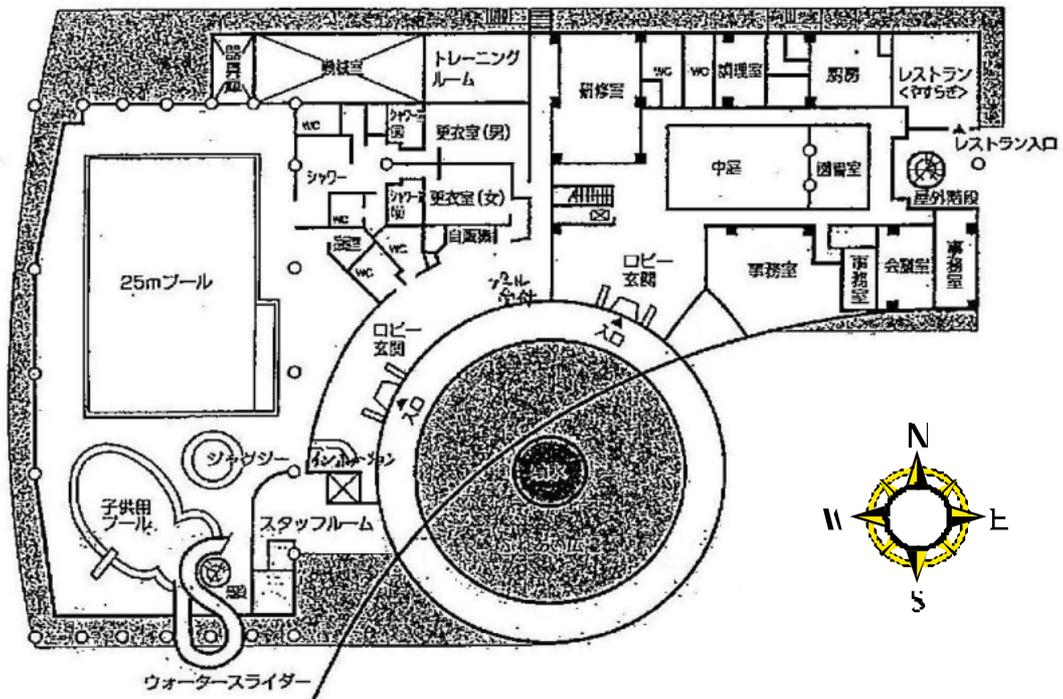
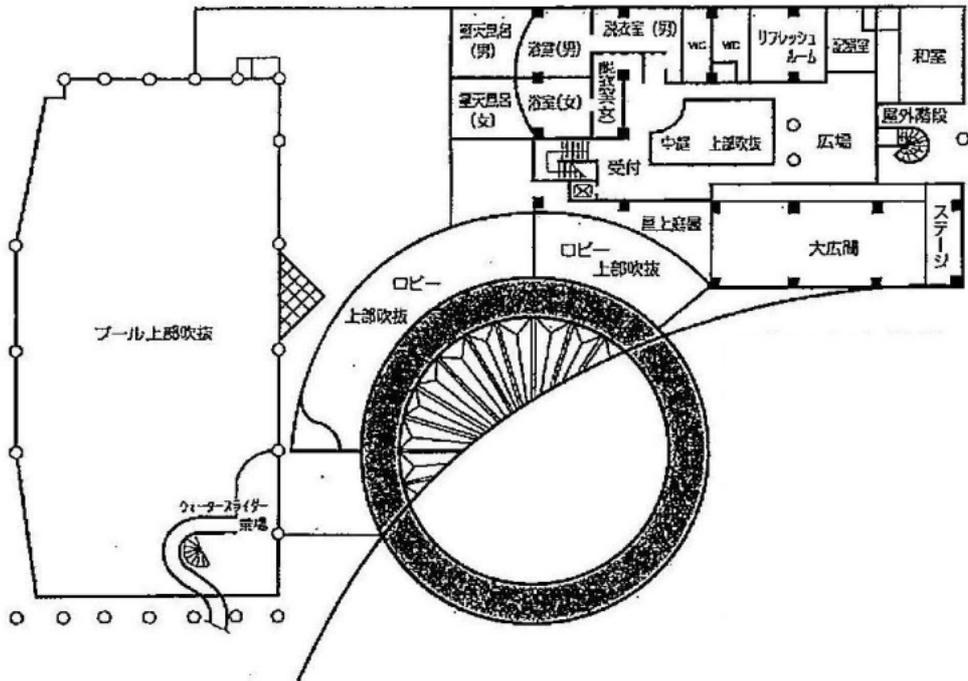




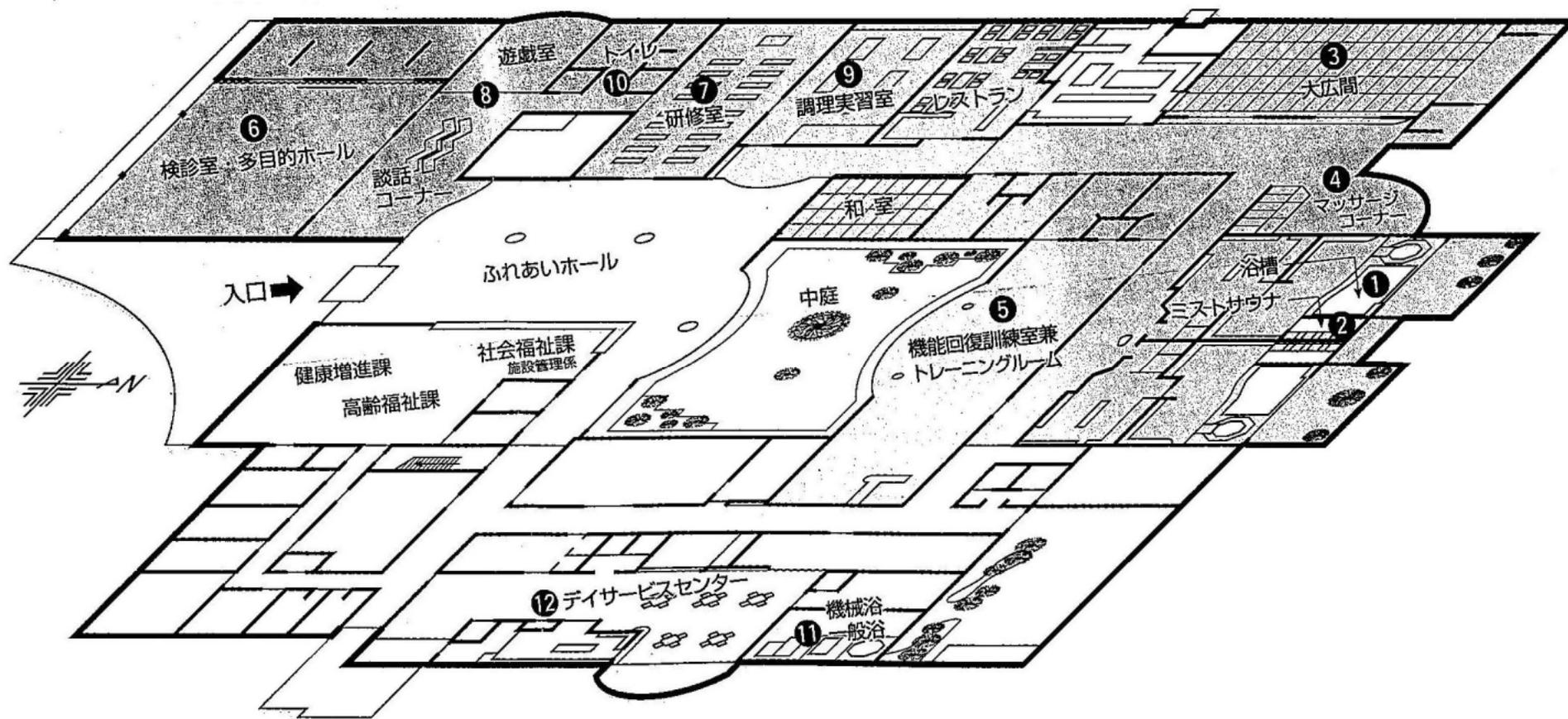




保健福祉センターふれあい館



保健福祉センターきらら館



(1) 南河内庁舎の耐震診断結果について

1 . 建物の概要

昭和 49 年 11 月 15 日 竣工

鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階、床面積 2,264.28 m²

2 . 耐震診断の概要

昭和 56 年建築基準法が改正され、地盤に対する構造設計の基準も変更された。これに基づき、改正以前に建てられた本建物について現在の基準法にあう耐震性能を有しているかを判断するため耐震診断を行った。

3 . 診断結果の概要

耐震診断は、建物の実際の配筋状況の確認やコンクリートの強度測定等の現地調査と、調査結果に基づくコンピューターによる計算とを行い診断した。

また、この診断結果は栃木県建築士事務所協会の耐震診断判定協会による判定結果である。

< 現地調査の結果 >

- ・ 建物の柱、梁の寸法、柱スパンは概ね設計書通りであった。
- ・ 柱のハツリ調査において、使用鉄筋、配筋状況は概ね設計書通りであった。

< 診断の結果 >

本建物は、建物中央に大スパンの吹き抜けがあり 2 階が東西の 2 つのブロックに分かれ、吹き抜け上部には 3 階議場が 2 階の屋根より 2m ほど高い位置に設けられている等、建築構造的には非常に複雑な形状となっている。

また、耐震壁が少ないことなどから柱や梁の随所にひび割れが見られる。

このような構造的特徴とコンクリート強度が低いことなどが影響し、耐震性の判定基準となる構造耐震指標（庁舎の場合 0.75 以上）は 0.4～0.6 となり、現在の基準に合った建物とするためには、1 階から 3 階すべての階において後に示すような鉄骨ブレースの新設・鉄筋コンクリート壁の増設等の補強が必要となった。

4. 補強計画

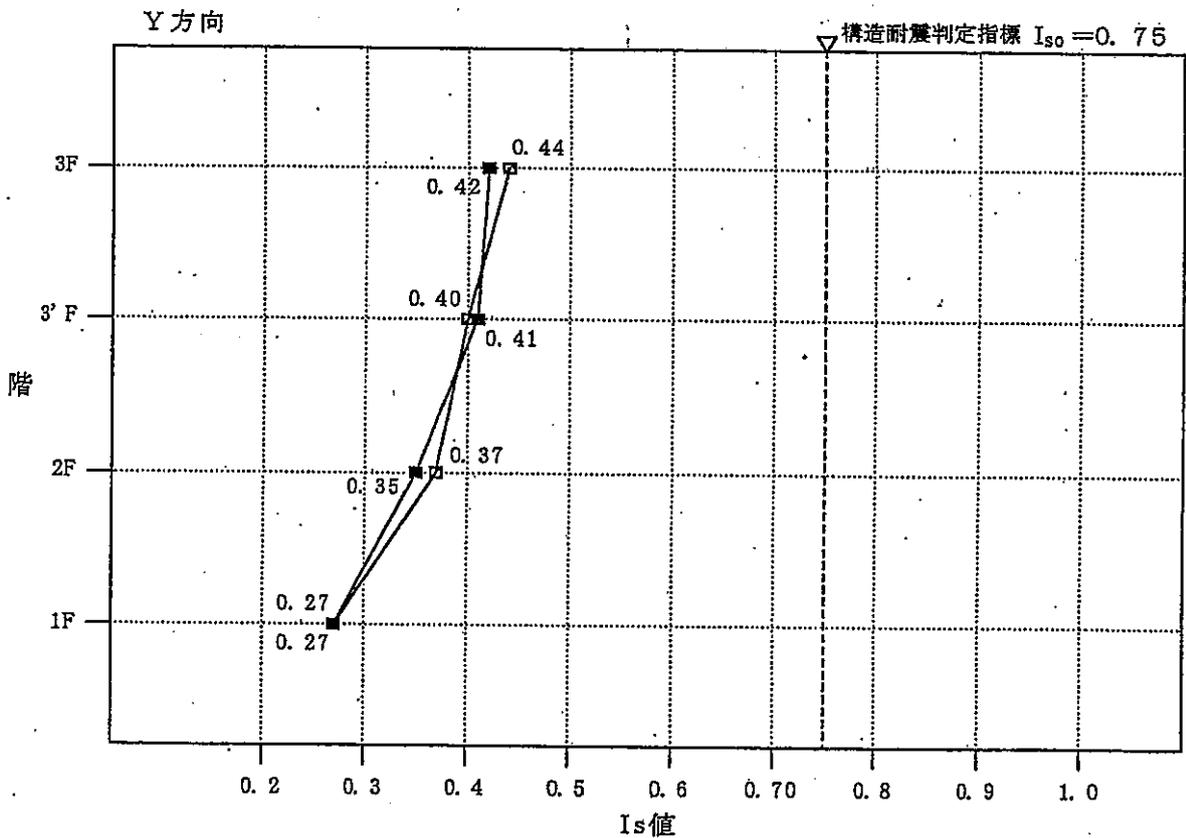
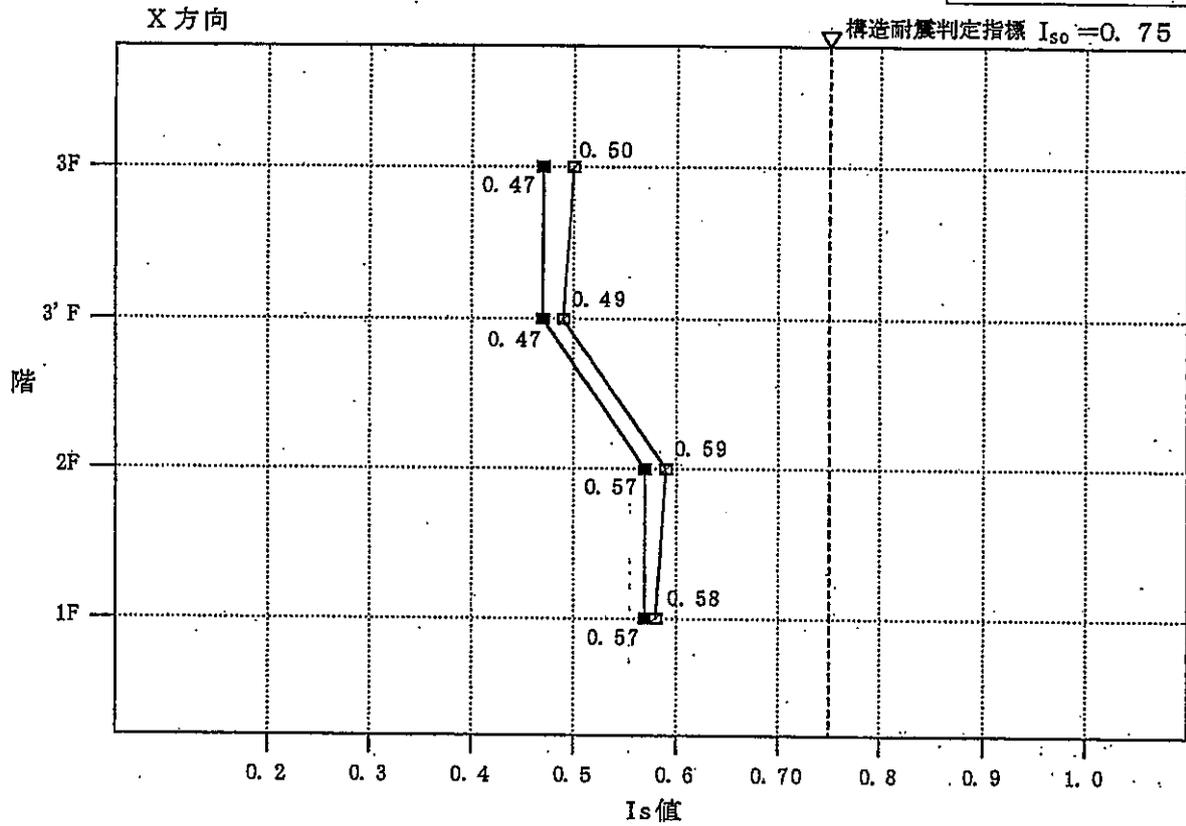
1階	鉄骨ブレース新設(H鋼)	8箇所
	鉄筋コンクリート耐震壁増設	1箇所
2階	鉄骨ブレース新設(H鋼)	8箇所
2階～3階	既存梁の改造	10箇所
3階	鉄骨ブレース新設(H鋼)	2箇所

5. 補強工事費及び改修工事費

・補強設計費	7,000,000円
・補強工事費	387,450,000円
・改修工事費	108,150,000円
合計	502,600,000円

構造耐震指標 (Is) の分布

- 凡例
- . . . L→R加力
 - . . . R→L加力



(2) 合併特例債について (抜粋)

1 . 合併特例事業について

新市がまちづくりを推進するために、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費のうち、特に必要と認められたものについて、その財源として地方債(合併特例債)を起こすことができる。

合併特例債は、平成 11 年度に創設されましたが、平成 14 年度には、制度が拡充され、地方公営企業に係る事業も対象となるとともに、合併前に行われる事業(合併前事業)も対象となりました。

合併前に行われる事業(合併推進債)

合併後に行われる事業(合併特例債)

2 . 合併後に行われる事業(合併特例債)について

名称

市町村合併特例事業(合併特例債)

法的根拠

合併特例法第 11 条の 2

合併推進債と異なり、合併特例債は、合併特例法という特別法に基づく地方債です。地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができ、合併推進債よりも対象事業の範囲は広いといえます。

対象事業

補助・単独の別

補助事業又は単独事業

事業の内容

新市が市町村建設計画に基づいて行う、特に必要な次に掲げる事業(地方公営企業(上・下水道事業及び病院事業に限る。))に対する出資・補助を含みます。)

新市の一体性の速やかな確立を図るために実施する公共的施設(公用施設を含む)の整備事業

新市の均衡ある発展に資するために実施する公共的施設の整備事業

新市の建設を総合的かつ効果的に推進するために実施する公共的施設の統合整備事業

新市において地域住民の連帯の強化又は旧市町村単位の地域振興のために設ける基金の積立

事業期間

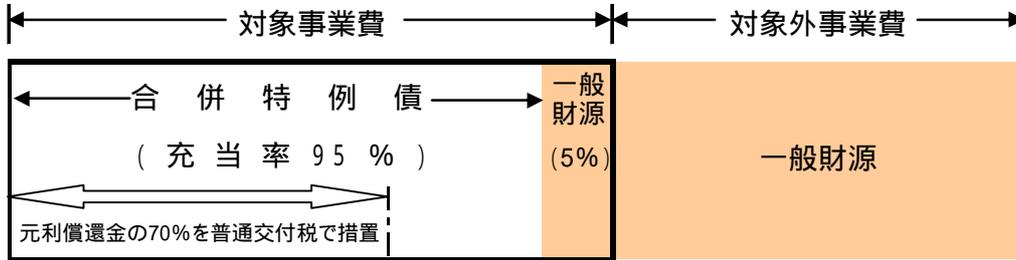
合併年度及びこれに続く 10 か年度

財政措置

充当率 95%

交付税算入率 70%

【財源フレーム】



3. 庁舎の新築に関する利用

庁舎建設には、通常は一般単独・一般事業債が充当されますが、市町村建設計画に基づいて庁舎を新築する場合には、合併特例債を財源として充当することができます。

標準面積・標準単価について

合併特例債を充当し庁舎を建設する場合であっても、一般単独・一般事業債を充てる場合と同様に、起債対象事業費は標準面積及び標準単価に基づいて算出した額の範囲内となり、標準面積や標準単価を超えた部分については起債対象となりません。

既存施設の解体工事に要する経費について

原則として、既存施設を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合で、かつ、当該年度に新施設の建設事業を行うもの及び次年度に新施設建設が確実に行われる見込みのものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象となるものです。したがって、跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものではない解体工事については起債対象とはなりません。

現在地から移転して庁舎を新築する場合の用地取得費について

移転先の用地を取得する財源は、自己財源で確保することが望ましいのですが、当該移築に係る庁舎跡地が「公用又は公共用施設用地に供される場合」には、実情を勘案し、当該庁舎移築先の用地の取得について対象とする場合もあります。

旧庁舎を新たな公共施設として活用する場合について

旧庁舎を改造して新たな公共施設として活用する場合、この公共施設の整備が市町村建設計画に基づくものであり、かつ改造工事が大規模なものとなる場合には、合併特例債の対象となります。なお、改造工事が単なる維持・補修的な工事には起債対象とはなりません。

標準面積・標準単価について

【標準面積】

室名	面積基準	摘要
(ア) 事務室	$4.5\text{m}^2 \times (\text{換算職員数})$ [職員数換算率] 人口5万人以上50万人未満の市町村 特別職(三役) 20 部長・次長級 9 課長級 5 課長補佐・係長級 2 一般職員 1 人口5万人未満の市町村 特別職(三役) 12 部長・次長級 — 課長級 2.5 課長補佐・係長級 1.8 一般職員 1	(a) 職員数は常勤職員の現在数である。 (b) 一般事務室のほか応接室を含む。 (c) 事務室内に定位置をもたないものは含まない。 (d) 一般職員のうち製図者に対する換算率は1.7とする。
(イ) 附属面積		
倉庫	事務室面積の13%	
会議室、電話交換室、便所、洗面室、その他諸室	$7\text{m}^2 \times (\text{全職員数})$	350m^2 を最小とする
(ウ) 玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	(ア)から(イ)までの各室面積合計の40%	
(エ) 車庫	1台につき 25m^2 (地下車庫の場合は1台につき 50m^2)	本庁において直接使用する自動車に限る。
(オ) 議事堂	$35\text{m}^2 \times (\text{議員定数})$	議場のほか、委員会室、議員控室を含む。

【標準単価】

区分		建築費
庁舎	鉄筋コンクリート 4階建以下	165,700 円
	鉄筋コンクリート 5・6階建	177,600 円
	鉄筋コンクリート 7階建以上	200,500 円